

災害時における物資集積場所及び駐車場の臨時使用に関する協定

災害時における物資集積場所及び駐車場としての臨時使用に関し、寒川町（以下「甲」という。）と宗教法人興全寺（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寒川町内で大規模な地震等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を臨時の物資集積場所及び駐車場として使用し、物資の受入れ、駐車場を甲が近隣住民等の車両の避難地として臨時使用する場合における必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を物資集積場所及び駐車場として使用するものとする。ただし、使用施設が被災したときは、この限りでない。

（施設名） 興全寺

（所在地） 寒川町宮山1785

2 施設として使用する場所は、本堂地下（物資集積場所）及び本堂前駐車場、屋外トイレとする。

（施設使用不能の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により施設の使用が不能となったときには、甲に連絡するものとする。

（施設使用等の要請）

第4条 甲は、地震等の災害時において、第2条の施設を物資集積場所及び駐車場として、使用するよう要請することができるものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含）で行うものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。ただし、使用施設の受入体制が整わないときは、この限りではない。

（職員派遣）

第5条 甲は、施設を使用する場合には、必要に応じて乙の施設へ職員を派遣するものとする。

（使用期間）

第6条 物資集積場所及び駐車場の使用期間は、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては第2条に定める施設の管理者とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

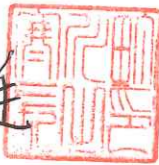
この協定締結の証として本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年1月20日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165

寒川町

寒川町長

本村俊雄 

乙 神奈川県高座郡寒川町宮山1785

宗教法人 興全寺

住職

菊地真英 